



福岡医発第 2929 号 (地)
令和 3 年 2 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

子ども医療証・青少年医療証の変更について

今般、みやこ町の公費医療費支給制度につきまして、本年 4 月 1 日からの福岡県公費医療制度の改正に伴い、下記のとおり変更する旨、同町より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、みやこ町役場保険福祉課医療保険係（0930－32－2516）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

<子ども医療>

		現行	改正後（令和 3 年 4 月 1 日から）
制度名		子ども医療証・青少年医療証	<u>子ども医療証</u>
対象者		0 歳～小学生（子ども医療） 中学生（青少年医療）	<u>0 歳～中学生</u>
自己負担	通院	3 歳未満：なし 3 歳～中学生：600 円/月（限度）	変更なし
	入院	3 歳未満：なし 3 歳～中学生：500 円/日（月 7 日程度）	変更なし

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

< 青少年医療 >

		現行		改正後（令和３年４月１日から）
制度名		青少年医療証		青少年医療証
対象者		中学生～高校生世代		<u>高校生世代</u>
自己負担	通院	600 円/月（限度）		変更なし
	入院	500 円/日（月 7 日程度）		変更なし

※自己負担額・負担者番号は変更なし

※生活保護を受給している間や、高校生世代でも就業者、既婚者等は対象外

※青少年医療証については、学校でのけがの際には使用不可

以上

公益社団法人 福岡県医師会 御中

みやこ町長 井上 幸春



子ども医療証・青少年医療証の変更について

日ごろより、みやこ町の公費医療費支給制度につきまして、ご高配賜り、誠にありがとうございます。

令和3年4月からの福岡県公費医療制度の改正に伴い、みやこ町においても、以下のとおり制度等を変更します。

つきましては、改正点を以下にまとめておりますので、ご参考いただければ幸いです。

今後とも、変わらぬご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 主な改正点

<子ども医療>

		現行		改正後
制度名		子ども医療証・青少年医療証		子ども医療証
対象者		0歳～小学生（子ども医療） 中学生（青少年医療）		0歳～中学生
自己負担	通院	3歳未満：なし 3歳～中学生：600円／月（限度）		変更なし
	入院	3歳未満：なし 3歳～中学生：500円／日（月7日限度）		変更なし

<青少年医療>

		現行		改正後
制度名		青少年医療証		青少年医療証
対象者		中学生～高校生世代		高校生世代
自己負担	通院	600円／月（限度）		変更なし
	入院	500円／日（月7日限度）		変更なし

2. その他

- (1) 制度開始時期：令和3年4月1日から
- (2) 自己負担額・負担者番号は変更ありません。
- (3) 生活保護を受給している間や、高校生世代でも就業者、既婚者等は対象外です。
- (4) 青少年医療証については、学校でのけがの際には使用できません。